

防 衛 省 防 衛 研 究 所 仕 様 書

件 名	研究成果資料等の翻訳等役務	作 成	企画部企画調整課
1	適用範囲 本仕様書は、防衛省防衛研究所が外国研究機関等へのブリーフィング及び情報発信等にて使用する研究成果資料等の「翻訳等役務」について規定する。		
2	契約相手方の要件等 (1) 契約相手方は、本件の実施について官側の依頼等に対応できる管理体制を維持していること。 (2) 契約相手方は、本件における翻訳及び訳文校正に従事させる翻訳言語を母語とする者を十分に有し対応させることができること。 (3) 契約相手方は、国際問題又は安全保障問題に関する専門的かつ I S B N (International Standard Book Number 国際標準図書番号) 又は I S S N (International Standard Serial Number 国際標準逐次刊行物番号) を付された出版物の翻訳、編集並びに印刷を政府機関、研究機関、学会等から直近3年において受注した実績があること。 (4) 契約相手方は、要件等について、別紙第1 (適合条件) を参照の上、証明するに足る関係書類を提出できること。		
3	役務内容		
3. 1	役務の概要 契約相手方は、官側が貸与する和文原稿を、英語、中国語、韓国語及びロシア語のうち、官側が指定する言語に翻訳し、その成果物を納品する。		
3. 2	役務に関する要求		
3. 2. 1	工程管理 (1) 契約相手方は、官側から原稿の貸与を受けてから原則10営業日以内に、下記3. 2. 2 (2) 和文翻訳及び (3) ネイティブチェックを行った1次原稿を提出するものとする。ただし、原稿の量が多く提出期限を延伸する場合は、官側と調整するものとする。また、下記3. 2. 2 (4) 訳文校正は、官側から修正原稿の貸与を受けてから原則5営業日以内に校正結果を官側に提出するものとする。最終的な納入期限は、発注日より1カ月を目途とする。 (2) 契約相手方は、本件に関する工程を管理し、また官側との連絡調整等の業務を行う工程管理責任者を1名指定し、その氏名・連絡先等を官側に通知する。 (3) 契約相手方は、本作業に関する情報保全を管理する責任者を1名指定し、その氏名・連絡先等を官側に通知する。なお、情報保全責任者は上記 (2) の者が兼ねることができる。 (4) 契約相手方は、成果物に不適当な文字や入力が発見された場合は、速やかに文字の修正、再入力、補修をしなければならない。		
3. 2. 2	翻訳作業		
(1)	翻訳従事者 契約相手方は、契約締結後速やかに、和文翻訳、ネイティブチェック及び訳文校正の各役務に従事する者の氏名、経歴 (学歴を含む)、過去に従事した翻訳、ネイティブチェックまたは校正の成果物の一覧を記載した別紙第2を提出し、官側の承認を得るものとする。 官側は、各作業の担当者の能力が本件の実施に不十分であると判断した場合、当該担当者の交代を要求できる。この場合、契約相手方は、速やかに代替者を官側に示して、別紙第2を作成し、官側の承認を得た上で作業に従事させるものとする。		
(2)	和文翻訳 契約相手方は、官側が貸与する論文、研究概要及びブリーフィング資料等の和文原稿		

(図表を含む)を、英語、中国語、韓国語及びロシア語のうち、官側が指定する言語に翻訳する。翻訳に当たっては、官側が示す資料その他の関連資料を調査のうえ確実に参照し、正確かつ自然な訳出を行う。

和文翻訳は、安全保障、国際政治学、国際政治経済、国際関係史、戦争史研究等の分野で、大学院修士課程修了又は同等程度の経歴を有し、学術出版物の翻訳を行う十分な能力を有する者に行わせるものとする。本作業には一つの原稿を通して1名の担当者が従事することとし、一つの原稿を分割して複数の者に担当させてはならない。

翻訳に際して契約相手方は、シカゴ・マニュアルその他の学術文献の記述に一般的に用いられる表記ルールによるほか、官側が別に指示する表記ルールに従って脚注校閲を行う。

(3) ネイティブチェック

契約相手方は、訳出にあたり、またその後の訳文校正の都度、ネイティブチェック(翻訳言語を母語とする者による校閲)を行わせなければならない。本作業には上記和文翻訳者とは別のものが従事しなければならない。

ネイティブチェックは、安全保障、国際政治学、国際政治経済、国際関係史、戦争史研究等の分野で、大学院修士課程修了又は同等程度の経歴を有し、学術出版物の校閲を行う十分な能力を有する者に行わせるものとする。本作業には一つの原稿を通して1名の担当者が従事することとし、一つの原稿を分割して複数の者に担当させてはならない。

本作業には、当該言語としての正確さ・自然さを確保するための確認及び修文、シカゴ・マニュアル等の学術文献の記述に一般的に用いられるいずれかの表記ルールに基づいた用語・用字・略語・記号・文体の整理、官側の校正により修正された個所の整理、校正により生じた表記上及び用字・用語法上の変更に伴う翻訳原稿全体の整理、図表に関する整理、一般的な学術論文との表記の統一、並びにその他の内容的及び形式的整理が含まれる。

(4) 訳文校正

訳文の校正は2回実施する。ただし、訳文が官側の承認する水準に至らない場合、3回以上実施することがある。

契約相手方は、官側のチェックによって修文された箇所の校正については、①官側の意見をそのまま反映したもの、②元の表現を維持したもの、③別の表現に変更したもの等を明確に区別し、少なくとも②及び③については、その趣旨・理由を官側が理解できるようにコメントを付けなければならない。

契約相手方は、官側のチェックによって戻されたファイルについて、官側の修文を別の表現に変更する等の修正を施した場合、修正前後の差異を官側が理解できる形式で、校正結果を官側に提出しなければならない。

(5) 翻訳等対象原稿予定数量

和文原稿：A4判250枚(1枚当たり1,200文字(スペースは含まない))

(翻訳言語内訳の目安) 英語160枚、中国語30枚、韓国語30枚、ロシア語30枚

(6) 発注方法

発注書により実施する。

3. 2. 3 成果物の提出

3. 2. 2により作成したデータを、Microsoft社Word®ファイル等の編集可能な形式で保存し、電子メールにより指定されたアドレス宛に、添付ファイルで送信することにより提出する。

4 納 期 契約日から令和7年3月31日(月)までとする。

5 検 査 第3項に基づき、成果物について検査を実施する。

6 その他

(1) 契約相手方は、本件実施にあたっては確実、迅速に実施するものとし、官側が必要とする場合は適時来所の上協議し、納品に遅滞を招かないようにしなければならない。

- (2) 契約相手方は、不測の事態により、仕様書に定められた期日までに作業を終了することが困難となった場合は、遅滞なくその旨を官側に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、契約相手方は作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- (3) 契約相手方は、本件から生じる権利・義務を官側の書面による事前の承認なくして第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
- (4) 本件の成果物及び作業途上のデータに係る著作権は官側に帰属するものとする。また、契約相手方は、官側が成果物および作業途上のデータをインターネット・ウェブサイトへの掲載などにより公衆に送信すること、データベースに格納し、検索・閲覧に供することその他任意の方法で利用することに、あらかじめ同意するものとする。
- (5) 契約相手方は、本件に係る作業途上のデータを万全の注意をもって取り扱う管理責任を負い、官側との協議にもとづく措置をとり、亡失・流出させることのないよう努めなければならない。亡失・流出が生じた場合には速やかに官側に報告するものとする。
- (6) 契約相手方は、官側より貸与されたデータを、本件実施終了後に官側へ返却するか、または官側の承認を得た上で破棄するものとし、これらを一切保管してはならない。
- (7) 本仕様書に疑義が生じた場合には、速やかに官側と協議するものとする。

適合条件

1 条件

- (1) 直近3年において、国際問題又は安全保障問題に関する専門的かつISBN (International Standard Book Number、国際標準図書番号) 又はISSN (International Standard Serial Number、国際標準逐次刊行物番号) を付された出版物の翻訳、編集並びに印刷を政府機関、研究機関、学会などから受注した実績があること。
- (2) 本役務実施について、官側の依頼等に迅速に対応できる管理体制を有していること。
- (3) 本役務における翻訳及び訳文校正に従事させる翻訳言語を母語とする者を十分に有していること。
- (4) 本役務に応じた翻訳、ネイティブチェック、訳文校正、外国語文献の脚注校閲の実施能力があることを自社(グループ会社含む)の実績、能力評価その他別途の指示に従い作成した資料の提出をもって証明できること。

2 提出書類

- (1) 第1項の条件を満たすことを客観的に証明する資料として、以下アからキの内容を確実に網羅するもの。
 - ア 契約案件の履行の管理体制が具体的に分かる内容
 - イ 翻訳作業に従事させる翻訳者の能力、実績等が具体的に分かる内容
 - ウ 訳文校閲に従事させる翻訳言語を母語とする者の能力、実績等が具体的に分かる内容
 - エ 翻訳の品質、統一性等を管理する責任者の能力、実績等が具体的に分かる内容
 - オ 翻訳原稿を作成する際に使用可能なスタイル
 - カ 編集作業に関する体制が具体的に分かる内容
 - キ 第1項(4)に示す資料
- (2) 書式は任意とし提出書類には会社名等を表示すること。また上記(1)キに含めるべき内容および提出の要領については、速やかに官側に確認すること。

3 提出部数 : 1部

4 提出期限 : 令和6年9月20日(金) 12:00まで

5 その他

- (1) 虚偽がないものとする。
- (2) 書類提出後、官側から細部補足資料等及び説明を求める場合がある。
- (3) 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日18時15分までとする。

以上

翻訳従事者届

令和 年 月 日

防衛研究所

殿

会社名

仕様書3. 2. 2 (1) に基づき、作業に従事する者を下記のとおり届け出ます。

記

番号	氏名	作業の種類	翻訳経験 (実績、経験年数、翻訳能力を示す資格・学歴等)
		翻訳	
		ネイティブチェック	
		訳文校正	

上記の者は、本件実施のための従事者であることを確認した。

令和 年 月 日
防衛研究所企画部企画調整課